

男女共同参画会議(第43回)議事録

日時：平成26年4月25日(金) 17:15～18:00

場所：総理大臣官邸 4階大会議室

【出席者】

	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長	菅 義偉	内閣官房長官
議員	麻生 太郎	財務大臣
同	新藤 義孝	総務大臣
同	谷垣 禎一	法務大臣
同	古屋 圭司	国家公安委員会委員長
同	森 まさこ	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	根本 匠	復興大臣
同	小野寺 五典	防衛大臣
同	茂木 敏充	経済産業大臣(代理 松島 みどり 経済産業副大臣)
同	家本 賢太郎	株式会社クラオンライン代表取締役社長
同	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	大塚 陸毅	東日本旅客鉄道株式会社相談役
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	佐藤 博樹	東京大学大学院教授
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
出席者	岡田 広	内閣府副大臣
同	福岡 資麿	内閣府大臣政務官
同	横山 信一	農林水産大臣政務官

## 【議事次第】

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 専門調査会からの報告について
  - ① 基本問題・影響調査専門調査会
  - ② 監視専門調査会
  - ③ 女性に対する暴力に関する専門調査会
- (2) 政府に求める今後の取組事項について
- (3) その他

### 3 閉会

## 【議事録】

○男女共同参画担当大臣 それでは、お時間になりましたので、ただいまから第43回男女共同参画会議を開催させていただきます。

初めに、議長である官房長官から御挨拶をいただきます。

○内閣官房長官 本日は、皆さんには大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

安倍政権は、人事院総裁や総理秘書官に初めて女性を起用するなど、女性の輝く社会の実現に向けて内閣全体で今、取り組んでいるところであります。

来年度に第3次男女共同参画基本計画が終了することを踏まえまして、今年度は計画の各分野の進捗状況を総点検していただき、施策をより一層推進するとともに、新計画策定に向けた議論を進めていただきたいと思いますと考えております。

本日の会合においては、3つの専門調査会から御報告をいただき、政府に求める今後の取組事項について御審議をいただく予定であります。

男女共同参画社会の実現に向け、今後ともしっかりと調査審議をお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

なお、総理は会議の最後に御出席いただく予定です。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、3つの専門調査会からこれまでの議論について御報告いただきます。

なお、御意見、御質問については後ほどまとめてお時間をとらせていただきます。

まず、基本問題・影響調査専門調査会について、佐藤議員から説明をお願いします。

○佐藤議員 基本問題・影響調査専門調査会でまとめさせていただきました報告書につい

て、御説明させていただければと思います。

お手元の資料 1-1 を御覧いただければと思います。

安倍総理は、女性の活躍こそ成長戦略の中核と明言され、成長戦略の中に女性の活躍ということがきちんと位置づけられて取り組んでいらっしゃるわけですがけれども、日本経済の活性化のみならず、地域経済の活性化と女性の活躍を結びつけていくことと、そのために何が必要なのかを専門調査会で検討させていただきました。

地域経済に着目しますと、やはり中小企業が非常に多いですし、中小企業は女性を多く雇用し、また、女性の管理職も総体的に多いということで、中小企業に着目するという両方の視点から議論させていただきました。

地域における女性の活躍の現状ですけれども、真ん中の左側を見ていただければ、都道府県ごとに相当異なる。1つは、女性がどの程度働いているか。有業率で見ても、あるいは女性が管理職についているかどうか。この2点で見ただけでも、都道府県ごとに相当違います。

例示ですけれども、例えば高知県は女性がたくさん働いている比率が高く、かつ女性管理職比率が高いわけですが、東京都は女性は余り就業していないのですけれども、管理職比率が比較的高い。石川県は女性は比較的働いていますが、管理職比率が低い。そういう意味では、この2つの視点を見ただけでも都道府県ごとに相当違うということがあります。

その点は、私の説明の間に後ろを見ていただければ、都道府県ごとの有業率が出ています。例えば日本海側は比較的、日本全体に比べて女性の就職率が高いですけれども、かなり都道府県ごとに有業率も違いますので、御関心のある都道府県を見ていただければと思います。

また、各自治体が公共調達等において企業の男女共同参画に関するいろいろな取組を項目に組み込んでいます。真ん中ですがけれども、我々の調査を見ますと、両立支援、例えば育児休業等を支援している企業について加点する取組をしている都道府県が多いわけですが、女性の登用、例えば管理職の数値目標を持っているとか、そういう基準をやっているところは少ないということがわかりました。

また、男女共同参画計画の策定についても、町村については半分が策定していないとか、そういう意味では、市区に比べて相当遅れているということで、地域の現場に近いところで取組が遅れているということがわかりました。

このような3つの現状を踏まえて、今後の取組の方向性として、1枚目の下にあります3つの柱を定義させていただきました。

具体的内容は、2枚目になります。

先ほどお話ししましたように、地域ごとに女性の就業なり、活躍の程度が違いますし、自治体の取組も相当違うということですので、やはり地域の状況によって取り組んでいただく。そういう意味では、住民、現場に近い市町村レベルでの取組が不可欠であることを書かせていただきました。これが1つ目であります。

もう1つは、先ほど公共調達についてもお話しましたけれども、両立、結婚、出産で働き続けられる仕組みを整備する、それを支援することはもちろん大事なわけですが、同時に女性が活躍できる、例えば管理職登用、役員への登用、そういうものも積極的に支援する取組を地域レベルでやっていただきたいというのが2番目であります。

3番目は、そういう取組をどうやっていくかですけれども、1つは、従来の男女共同参画の取組の範囲だけではなく、もう少し広目に、地域の経済団体とか、地域の金融団体、農林水産団体を含めて、多様なプレーヤーが連携しながら、3つの取組を進める多様な主体による活躍支援ネットワークというプラットフォームをつくることを提案させていただきました。

こういう女性活躍の支援のネットワークがそれぞれの地域で形成されることによって女性が活躍でき、そのことを通じて地域経済が活性化していく。そうした取組をぜひ自治体なり、市町村なりで取り組んでいただきたいというのが今回の提言です。

以上で私のまとめを終わらせていただきます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

続いて、監視専門調査会について、鹿嶋議員から説明をお願いします。

○鹿嶋議員 監視専門調査会がまとめた2つの意見について、御説明いたします。

資料1-2の上の最初のページですけれども、女子差別撤廃委員会の最終報告に係る意見についての考え方でございます。

監視専門調査会では、昨年4月の男女共同参画会議における決定を受けまして、関係府省・NGOからヒアリングを行って、指摘事項への各府省の対応状況の監視結果を意見として取りまとめました。それが資料1-2です。

まず、総論としては、最終見解の指摘事項について、女子差別撤廃条約を遵守するという観点から締約国としての誠実な対応を図っていくことが必要である。これを冒頭に掲げました。

各論ですが、選択的夫婦別氏制度の導入等に係る民法等の改正のための法案に向けた努力の継続、雇用関係では、2020年に向け、いわゆる202030、2020年までに指導的地位の女性を3割にすることに向けた取組の継続、またポジティブ・アクションに積極的に取り組む企業の社会的評価が高まるように後押しする施策の推進。それらを取組の課題に掲げました。

女子差別撤廃委員会が今後表明する最終見解については、監視機能を担う監視専門調査会で早い段階から各府省への対処方針等を聴取するなど、国内本部機構の監視機能の一層の強化も大切であることも指摘させていただきます。

次に、資料の下段ですけれども、次期定期報告を準備する際の留意事項ですが、総論を御覧ください。

女子差別撤廃委員会の指摘事項の現状分析、進捗状況とともに、現段階では、実施困難な事項についての理由、見直し等についても記載していただきたいと思います。

女性の活躍推進を成長戦略に位置づけてありますが、それに関する取組についても具体的内容を盛り込むことが大切です。

各論ですけれども、男女雇用機会均等法の間接差別の定義に関する議論の状況や、それを踏まえた対応状況等の提言内容を盛り込むことが必要です。報告書の提出期限は7月ですが、どうぞよろしく願いいたします。

次に、次のページ、防災・復興のフォローアップに係る意見について、資料1-2の2枚目を御覧ください。

こちらにも男女共同参画会議での決定を受けまして、監視専門調査会の下にワーキング・グループを設置いたしました。そして、監視専門調査会が平成24年12月に取りまとめた意見のフォローアップを同ワーキング・グループが行い、今後政府が行うべき施策の方向性を意見として取りまとめました。

まず、1点目ですけれども、資料中段の「防災における男女共同参画の推進」です。

都道府県防災会議の女性割合は、昨年4月に10.7%になりまして、女性のいない防災会議が初めてゼロになりました。ただ、市区町村防災会議では、女性委員の割合は6.2%であり、女性委員のいない会議も3割強を占めることもわかりました。

そのため、第1に、都道府県防災会議は少なくとも女性を3割にする。第2に市区町村防災会議は女性委員のいない会議をゼロにする。これらを目標に女性割合を一層高めることが求められます。

消防団ですが、4割強は女性不在です。それがゼロになるよう、消防団・自主防災組織への女性の参画を促進することも大切です。

また、地域での男女共同参画センターの役割ですけれども、男女共同参画の視点から、地域防災の拠点となるよう、地域内の他の団体との連携を図ることが必要です。

2点目ですが、資料下段左の「復興における男女共同参画の促進」を御覧ください。

復興には女性の活躍が不可欠だということは言うまでもありません。同時に、被災地で女性が活躍している事例等を積極的に情報発信することも重要で、そのことによって男女共同参画の視点も明らかになるはずです。

また、復興に関しては、男女別統計の充実が大変必要だということも改めて強調しておきたいと思っております。男女がどのような状況にあるかを把握することが、よりきめ細かな対応につながります。

3点目は、資料下段右の「国際的な対応」です。

災害から復興する力を持つ社会の構築には、平常時から男女共同参画社会の実現が不可欠で、東日本大震災を経験した我が国の知見を積極的に海外に発信して、国際社会と共有することが不可欠です。

先月開催された国連婦人の地位委員会では、平常時からの女性の参画の重要性や、2015年3月に仙台で開催される第3回国連防災世界会議に決議の内容を反映させるなど、監視専門調査会の意見で指摘した内容が盛り込まれたということをご承知しております。

以上、主なもののみを説明しましたが、政府におかれましては、ぜひ監視専門調査会の意見を踏まえた上で、関係施策の一層の推進をお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

続いて、女性に対する暴力に関する専門調査会について、辻村議員から説明をお願いします。

○辻村議員 辻村でございます。

お手元の資料1-3、女性に対する暴力に関する専門調査会の取りまとめを御覧いただきたいと思っております。私どもは、平成24年8月1日及び翌年4月26日の参画会議における決定を受けまして、第3次計画の第9分野に基づいて、フォローアップを実施いたしました。

この間に、配偶者暴力防止法が改正されております。第28条の2におきまして、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法を準用する改正が昨年6月に行われて、本年1月3日に施行されております。また、ストーカー規制法についても、6月に改正されまして、10月に全面施行されております。

このような変化を受けまして、当調査会では、特に近年、一般にデートDVという言葉が出ておりますが、婚姻関係にはない交際相手、生活を共にする交際相手、そういった人たちによる暴力が社会的に問題となっておりまして、実際には、生活を共にしない交際相手からの暴力によっても痛ましい事件などが起こっております。私どもといたしましては、保護命令制度の適切な運用に関して、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」という規定の解釈運用について啓発や広報が今後必要であることを重視しております。

また、この交際相手からの暴力への対応につきましては、特に若年層に対する教育、啓発や相談窓口の周知が非常に重要である、あるいは、改正法施行後の実態の把握がまだできておりませんので今後はそれが必要である、ということをご報告書にまとめております。

また、ストーカー行為につきましても、厳正な対処が必要です。これは参考資料の4ですが、平成25年中のストーカー行為事案及び配偶者からの暴力事案の対応について、警察庁から、最近、認知件数が報告されています。2万1,089件となっております。最近、このような急激な増加を踏まえまして、「改正法」の内容も含めて、職務関係者への周知、研修の充実が求められるところでございます。

また、加害者への対応といたしまして、加害者更生の取組も今後は一層推進が求められると考えております。

さらに、関係機関との連携協力が不可欠でございまして、市町村の関係機関が連携し、役割分担し、被害者支援に係るワンストップサービス、諸外国では行われておりますけれども、こういったサービスを推進することが望ましいとまとめております。

以上の取りまとめ内容につきまして、可能な限り早期に検討実施に移され、また、今後もフォローアップが継続されることを期待しておりますので、よろしくごお願い申し上げます。以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、ここまでの報告、説明を踏まえ、意見交換を行います。時間の都合上、御発言は1、2分程度でお願いいたします。

有識者議員の方で御発言される方は挙手をお願いいたします。

では、柿沼議員。

○柿沼議員 全国地域婦人団体連絡協議会会長の柿沼でございます。

防災・減災に少し関わると思うのですけれども、12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、いわゆる「国土強靱化法」が公布、施行されておりますが、この中では、8条に基本方針の中で、女性等の視点を重視した支援体制の整備、そして、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務ということがうたわれております。また、政策大綱案を拝読いたしますと、基本理念とかがありますけれども、実際、強さとしなやかさを持った国土強靱化、国のリスクマネジメント、この担い手はやはり国民一人一人だと思っておりますが、実際、私が婦人会長として被災地を回ってみますと、被災地の実態を女性たちが担っている状況にもかかわらず、その後できた防災会議の中で現実的な政策の場における女性の参画がなされていない。リスク管理あるいは危機管理のできていない首長がいかにか多いことかということ年全国の婦人会長から言われております。

この国土強靱化基本法をこれから実施し、基本方針あるいは市町村、地方公共団体等に働きかける中で、やはり安倍総理の一言は金の重みがありますので、ぜひ女性参画をということを津々浦々までお願いしたいと思っております。私にはできませんとお断りする方もおりますが、火事場の底力も女性だということを、私も町長のときにいろいろお願いしてよくわかっておりますので、ぜひ最初から女性の参画をお願いしたいということでございます。

よろしくお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

では、岩田議員、お願いします。

○岩田議員 佐藤座長の御報告に関連してですけれども、経済における女性の活躍というのは何だろうかということですが、私は、2軸あると思うのです。1つは、子育てをしながら仕事が続くということ。そしてもう1つは、管理職になったり、役員になったり、高度な専門職になったりというキャリアアップができるということ。この2つがそろって女性は活躍できているということだと思っております。

これまで政府の政策、自治体の政策、そして、それを受けた企業の取組は、どちらかという、子育てとの両立に重点が置かれて、それが先行していたと思うのです。その結果、例えば主要企業では、育児休業をとって、復帰をして、仕事が続くというのがほぼ当たり前になりつつあります。随分変わってまいりました。ところが、もう一つの軸が弱いものですから、このままですと、ほどほど仕事をして、ほどほど給料をもらってという女性が増えるということで、これは私たちが期待している女性の活躍とは少しまた質が違

う、レベルが違うものになると思います。

そこで、これからの政府や自治体の政策の重点、そして、企業の取組の重点は、もう1つの軸、女性を育成して登用するという、そちらのほうにむしろシフトしていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、岡本議員、お願いいたします。

○岡本議員 連合の岡本です。よろしく申し上げます。

私は、女性の活躍促進をうたった今回のさまざまな取組の提言については、大いに賛同いたしますし、働く現場にいと、少しずつですが、動いているなという実感を持っています。ただ一方で、働く女性の半数以上が非正規の女性たちであることも忘れてはいけないと思うのです。こうした非正規の方たちの底上げを図っていかなければ、女性の中で二極化がどんどん進んでしまうのではないかということをお大変危惧します。

例えば育児休業についても、法的にも、職場環境的にも、こうした非正規の方たちは大変取得がしづらい状況にあります。今回、M字型カーブについても資料がございましたけれども、非正規の方たちの多くが結婚、出産で就業を継続できない状況になっていきますので、こういったことも常に頭に置きながら、全ての女性たちが生き生きと働き続けられる社会をぜひ目指していただきたいと思ひますし、私たちがそのように努めていきたいと思ひています。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

では、大塚議員、お願いいたします。

○大塚議員 この問題につきましては、経団連の中でもいろいろ議論をこれまでしております。各企業により状況がいろいろあると思ひますけれども、その状況に応じまして、自主的に、そして、できるだけ積極的に、女性の役員あるいは管理職登用に關する具体的な行動計画を策定し、できたものを公表していくことを進めていくことが好ましいのではないかと思ひております。

その際に1つだけ、いつも申し上げていることではありますが、要望を申し上げておきたいと思ひます。

宣伝のようになりますが、私どもの会社で今、子育て支援施設が79カ所ございまして、定員が約4,500人でございます。大体埋まっておるのでありますけれども、保育園の問題、待機児童の問題はまだ非常に大きなものでありますし、ミスマッチも見られます。ぜひこの待機児童の問題の早急な解決を国にお願ひしておきたいと思ひます。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、宗片議員、お願いいたします。



○宗片議員 特定非営利活動法人イコールネット仙台の宗片でございます。よろしく願いいたします。

私は、監視専門調査会の一員として、防災・復興ワーキング・グループに加わらせていただきました。言うまでもなく、復興の担い手というのは、女性の力は大変に不可欠でもあるわけですが、意思決定の場には相変わらず女性の委員が少ないということが現実でもあります。女性の委員がより多く増える仕組みづくり、環境づくりをこれからもより一層進めていただきたいということが1つございます。

また、来年3月には、仙台市で国連防災世界会議が開催されることになっておりまして、仙台市の男女共同参画センターが女性と防災のテーマ館として防災・復興に男女共同参画の視点が重要であることを発信していこうと今、準備を進めているところです。政府においても、ポスト兵庫行動枠組の政府案を検討されているかと思うのですが、災害とジェンダーといいますのは重要課題として国際的な流れになっております。ぜひとも政府案の中に男女共同参画をしっかりと文言として盛り込んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

辻村議員、お願いいたします。

○辻村議員 辻村でございます。

私は、昨年4月の第42回男女共同参画会議の席で、世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数が135カ国中、日本は101位だったことを報告し、次年度はもっと順位が下がりますと予告をさせていただいたものですから、その責任上、その結果がどうであったかを発表させていただきます。

資料3を御覧いただきたいのですが、4分野のポイントの平均で算出されておりますが、保健分野とか教育分野は100点満点で、日本はほぼ98点でございます。経済分野が100点満点にしますと58.4点で、4科目平均は65点で105位になっておりますが、一番悪いのが政治分野でございます。実は、100点満点中6点なのです。その点数がここ2006年から余り変わっていないこともこの図表に出ております。

これは原典が欧文で出版されておりまして、インターネットから参照できます。そのまま次に原典(日本に関するページ)を掲載していますので、御覧いただきたいと思っております。

その原因が国会議員の女性比率であることは間違いないのですが、それも昨年、159位ですという報告をさせていただいたのですが、本年、一番新しい2月1日の資料で162位になっております。資料3の9枚目、日本は、189カ国中162位ですから、ほとんど最後のほうに位置しているという事実をお知らせしたいと思っております。

この表では、ルワンダが1位ですが、昨年、56.3%でしたが、今、63.8%になっております。上位30カ国中18カ国が途上国です。イギリス、アメリカ、フランスのような国は小選挙区制を採用していますので、なかなか候補者クォータ制などが導入できない

ために、そんなに高い順位ではございませんが、それぞれの国が皆、努力をしていると申しますか、むしろ途上国が法制度を改めることによって上位になっているという現状がございます。

ちなみに、世界平均は10ページでございますが、下院または一院で22.1%です。日本は8.1%、アジアも18.5%です。アラブ諸国よりは上かなと思いましたが、アラブ諸国も今、実は、17.8%まで上げてきておりますので、日本が最低の水準であることとなります。

もとより、数だけが問題ではございませんので、いろいろ検討することはありますけれども、いずれにいたしましても、多様な民意を反映させるということで、強制型のクォータ制のような強い措置でなくても、まずは、政党が綱領等によって目標値を定めて候補者をふやしていく方式（候補者クォータ制）などから始めていくのがよろしいのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

その他、御発言のない有識者議員の方々、何か御発言がございましたら。

家本議員、お願いいたします。

○家本議員 家本でございます。

私が男女共同参画の現状の中で今、感じておりますのは、大企業のさまざまな取組は、人数の体制から、ワークシェアリングのしやすさというところのポイントが挙げられます。それに基づいてたくさんの新しい取組が出てきているわけですが、新聞等で、例えば男性の育休のニュースを見ていると、一方で、中小企業の現場の中では、これがそのまま現実にはなかなかならないと感じて、やや距離が遠くなり始めてきているのではないだろうか。もう少し突っ込んだ言い方をすると、冷ややかな目になってきてしまっているのではないだろうか。中小企業で働いている人たちの現場の中からそういう意見をたくさん聞くようになってまいりました。ここについては、やはり中小企業の数、占める割合等を考えても、日本においては大変重要な領域だと思いますので、中小企業が率先して、全部の取組を大企業と同じようにすることは当然難しいわけですが、取組を推進するために必要な後押しについては更に必要なのではないかと考えております。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、議員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、最後に、閣僚の皆様から御発言があれば、挙手をお願いいたします。

では、古屋国家公安委員長、お願いいたします。

○国家公安委員会委員長 今、柿沼議員から国土強靱化の話がありましたが、ことで、私は、国土強靱化担当大臣でもあります。昨年12月19日に強靱化大綱をつくって、6月には計画を決めますけれども、その中に地方に対して強靱化推進計画をつくってくださいというガイドラインをつくっています。そこでもやはりいろいろなセクターの人間、特に住民の皆さんの参画を呼びかけていますが、今の御指摘、女性も積極的に参画していただくこ

とが必要ですので、しっかりその辺はテイクノートして対応します。

○柿沼議員 よろしくお願ひいたします。

○国家公安委員会委員長 次は警察でございます、警察では、女性の働きやすい職場づくりに向けた取組を推進しております。今春、警察署長が3人誕生しました。男の職場と言われた警察でも女性の登用が徐々に進んでいます。警察庁でも、昨年8月に岩手県警本部長、初めて女性を本部長に登用いたしました。内部部局及び県警の幹部として女性7名を登用しています。本年度の総合職、事務系採用者18人中5人が女性となっております。女性の採用、登用拡大を推進していきたいと思っております。

しかし、今後は、女性用の仮眠室など、施設面においても女性の活躍できる環境を整えていく必要がありますので、女性の視点を一層反映した運営ができるよう、指導してまいりたいと思ひます。

また、辻村議員から御指摘のありましたストーカー事案については、確かに平成25年中、認知件数は最多となっております。この対策は極めて重要でございます、警察ではこういった事案に的確に対処するため、全ての都道府県警察に一元的な対処体制を構築して、被害者の生命・身体的安全確保を最優先にするとともに、加害者に対しては検挙等による積極的な対応に努めさせていただいております。

こういった事案への対応は警察のみならず、やはり関係機関、学校、家庭、職場等が連携して取り組んでいく必要があります、更なる連携強化をしていきたいと思ひますので、是非、皆様の御協力をお願いしたいと思ひます。

なお、昨年7月、ストーカー規制法が改正されまして、電子メールの連続送信行為に対する警告件数が143件、検挙件数が43件と成果は上がっております。

以上、報告でございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、新藤総務大臣、お願ひします。

○総務大臣 私ども総務省では、まず、総務省内の育児休業中の職員の職場復帰支援を具体的に成果を出してみようということで、上川副大臣をトップにしまして、家庭・子育て・仕事の両立推進委員会というものを立ち上げて、実効性を上げようと思ひています。

情報通信を所管しておりますので、社会進出、特に女性の方々に活用していただくということで、民間企業におけるテレワークの実証事業を実施します。

また、地方公共団体において女性の幹部職員の登用を更に促進するために、今年度から自治大大学校という学校がありますが、自治大大学校の女性の幹部養成支援のコースを倍にふやしまして、ぜひ強化をしたいと思ひています。

そして、御指摘いただきました女性消防団員であります、全体数はまだ少のうございますが、しかし、全体の消防団員が下がっている中で女性の団員は増えているのです。ですから、更に増えるようにまた私のほうからも消防団にお願ひしようと考えております。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、松島経済産業副大臣、お願いいたします。

○松島経済産業副大臣 会社の中で女性の活用ということについて、岩田議員、家本議員からもお話がありましたけれども、そこで、経産省としての取組として1つは、こんな会社があるというのを表彰するというのを3月3日に2種類やりました。1つは、ダイバーシティ経営企業。これは中小企業もかなりまぜて選んで、もう一つは、東証一部上場企業で、1つの業種では1社、女性をきちっと活用していて、かつ利益も上がっているという会社を表彰したのです。

ダイバーシティ経営企業という中で、例えば女性、中小企業はいかかなものかというお話はあったのですけれども、逆に中小企業だからこそ、例えば学校から帰ってくるのを、学校へ行ったら低学年のときに学童保育が何時までと大変になるのですが、その会社に、自分の小さな会社だけれども、お母さんが働いているところに帰ってくる。おかえりといって、働いている横の部屋でみんないる。そういう形だとか、あるいは九州では、工務店や不動産屋は女性をなかなか雇わないだろうと思ったら、そういうところが雇って、それなりにお客様から喜ばれたといったことがある。さらに、これは中小企業ではないのですけれども、例えば急な出張のときにベビーシッター代を会社が出してやる。これはすばらしい制度だと思っております。

一部上場のなでしこ銘柄も、この場合は、さっき岩田議員も言われましたけれども、女性を総合職で採用しているということも、その比率の割合だけではなくて、管理職や役員の中でどれだけ登用しているか。そういうことを含めた形の採点にしております。

感動したのは、この2つを同じ3月3日にイノホールでやったのですが、その2つの表彰の間にもセミナーとかシンポジウムをやったところは始まる前に行列ができています。女子学生を中心に行列ができていて、おおよそ政府の役所がやるこういう会で行列というのは余りないと思うのですけれども、全く動員ではない行列ができたということをお話したい。

中小企業における政策なのですけれども、これは総理がこの間、大阪に行ったときにも触れた件でございますが、子育てで退職した女性が再就職する。その前に中小企業に対して経産省からお金をつけて、主婦のインターンシップという制度を去年からつくっております。このみそは、1日当たり5,000円以上のお金をもらえるということと同時に、休職中でまだ正規の雇用ではないのだけれども、インターンシップで地域の保育所へ、会社が定まっていなとなかなか入れないけれども、これは真剣にやる気があるのだということで、入所できる、そういうポイントをつけているということ。これが非常にいい制度で、自画自賛になりますが、思っております。

大阪の中小企業を視察したときに安倍総理が言われたのは、これまでこの制度が、若いときの職歴が正規なところで2年以上働いていなければいけないという制約をつけていたものを1年以上でいいではないかと。パートやアルバイトしか若いときにやったことがない人でもインターンシップの対象にしようということと言われたので、すぐその指示に基

づいて新しい制度を今、つくっているところです。

もう一つだけ、起業、新しく業を起す、会社の中での任用ではなくて、女性が起業する際に低利融資、これは男性の起業に比べて低い金利で日本政策金融公庫が貸したり、あるいは日本政策投資銀行、これは麻生大臣のところの所管でございますけれども、女性の起業家に対していいアイデアがあった、実際にやれそうだったら、コンペティションをやって、大賞には1人1,000万円、最優秀賞が1,000万円、2番手は500万円を上げる。1年間、政投銀が経営支援もやるということも行っておられて、会社の中での居どころと同時に、新しく業を起す女性も一生懸命も支えていきたいと考えております。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

その他、御発言のない閣僚の方々、よろしいでしょうか。

各閣僚、頑張ってくださいまして、安倍内閣になりましてから、国家公務員の女性の数はすそ野も広がり、そして、トップも増えています。すそ野で言えば、新規採用は30%。特に金融庁は女性50%の採用を2年連続で行っておりますし、トップのほうで言えば、女性国家公務員の管理職の比率が今までの3倍のスピードでアップしておりますことを御報告させていただきます。

いまだ御意見は尽きないかと思いますが、時間の関係もありますので、本日はこれまでにさせていただきたいと思います。

それでは、これまでの議論を踏まえ、今後の取組事項について、岡田副大臣から説明願います。

○岡田内閣府副大臣 男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組事項につきまして、御説明いたします。

資料2を御覧いただきたいと思います。

本資料は、先ほど各専門調査会会長より御説明をいただきました報告を踏まえ、政府において取り組むべき事項について取りまとめたものです。

具体的には、1つには、基本問題・影響調査専門調査会の取りまとめ等を踏まえた取組事項として、「女性の活躍推進に向けた全国的なムーブメントをつくり、地域に根差した取組を促進」など。

2つ目には、監視専門調査会の取りまとめ等を踏まえた取組事項として、「女子差別撤廃委員会の最終見解への対応について、監視専門調査会の意見を踏まえた更なる取組の推進」など。

3つ目に、女性に対する暴力に関する専門調査会の取りまとめ等を踏まえた取組事項として、「配偶者暴力防止法の改正も踏まえ、『生活の本拠を共にする交際をする関係』の解釈運用に関する啓発や広報、保護命令手続について周知」などとなっております。

各項目に関する取組について、関係府省で連携しつつ、着実に進めていただくよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 それでは、今、説明した原案のとおりで御異議ございませんか。  
(「異議なし」と声あり)

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

では、案のとおり決定いたします。

この決定を受けまして、私といたしましても、男女共同参画担当大臣として、自ら中心となって具体的な施策に確実に反映されるよう、積極的に取り組んでまいります。

続いて、今後の予定について、福岡政務官から説明願います。

○福岡内閣府大臣政務官 第4次男女共同参画基本計画の策定に係る予定について、御説明を申し上げます。

平成22年12月17日に閣議決定されました第3次男女共同参画基本計画は、計画期間が5年間となっております。このため、平成27年末の第4次男女共同参画基本計画の策定を目指し、まずは、本年6月ごろに本会議の有識者の議員の皆様へ今後の進め方等について御相談をしたいと考えております。その上で、本年秋をめどに本会議に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について意見を求めることとしたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、計画の策定に向けて忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 本日の議事は以上です。

ここでプレスが入室いたします。

(報道関係者入室)

(内閣総理大臣入室)

○男女共同参画担当大臣 それでは、総理から御挨拶をいただきます。

○内閣総理大臣 本日は、活発な御議論をいただいたことに心から御礼を申し上げます。

「女性の活躍推進」は、安倍内閣の成長戦略の中核であります。昨年4月には、私から、上場企業においては役員に少なくとも1名女性を登用するよう、要請させていただきました。その結果、各企業で経営陣への女性登用が着実に進んできていると承知をしております。

こうした動きを一過性のものにせず、日本社会全体に定着させていかなければなりません。このため、各企業で管理職等への女性登用・育成計画を策定していただくことが効果的であります。特に上場企業においては、ぜひ計画の策定と公表をしていただきたいと思います。私からも機会を捉えて要請してまいります。本日御出席の閣僚、有識者の皆様にも御協力をお願いしたいと思います。

また、中小企業でも、優秀な人材確保のためにも、女性の活用が不可欠であります。女性の登用促進に向けた支援策を更に充実させてまいります。

女性が生き生きと活躍できる社会の実現に向けて、議員の皆様のご更なる御協力をお願いいたします。

- 男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。
- (報道関係者退室)
- 男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。
- これにて本日の男女共同参画会議を終了いたします。